

埼玉県報



埼玉県発行

目次

訓令

○埼玉県新型コロナウイルス対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令 (疾病対策課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部創造)

○平成十九年度地籍調査事業計画 (土地水政課)

○測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)

○都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)

○小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧 (〃)

○飯能都市計画区域区分の変更の案の縦覧 (〃)

○飯能都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (〃)

○新座都市計画区域区分の変更の案の縦覧 (〃)

○新座都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (〃)

案の縦覧

○桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業の定款及び事業計画の変更認可 (市街地整備課)

○都市計画に関する公聴会の中止 (住宅課)

○〃 (〃)

○〃 (〃)

○〃 (〃)

○〃 (〃)

○〃 (〃)

○〃 (〃)

○〃 (〃)

○〃 (〃)

雑報

○病院の整備計画の公募 (医療整備課)

訓令

埼玉県
埼玉県病院事業
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部
訓令第一号

本
地
域
機
関

埼玉県病院局
埼玉県教育局
県立教育機関
埼玉県警察本部

埼玉県新型コロナウイルス対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司
埼玉県病院事業管理者 伊能 睿
埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫
埼玉県警察 本部長 加地 正人
埼玉県新型コロナウイルス対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県
埼玉県病院事業
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部

訓令第二号)の一部を次のように改正する。
第六条中「感染症対策室長が」を「疾病対策課において」に改める。
附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第七百五十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、三設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年五月八日

埼玉県告示第七百六十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成十九年度の地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、公示する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	大東第七	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで

- 埼玉県知事 上田清司
- 一 申請のあった年月日
平成十九年四月二十六日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人そばネット東彩代表者の氏名
坂本 恒次
 - 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市武里中野六百三十四番地三
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、わが国食文化としての、手打ちそばの普及を図るとともに手打ちそばを通じ社会奉仕活動を実践し地域社会に貢献することを目的とする。

川越市	福原第十九大東川越	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
熊谷市	小島三	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
熊谷市	小島四	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡二	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
秩父市	強石第一	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
秩父市	強石第二	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
飯能市	前ヶ貫第二①	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
本庄市	本泉第十二	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
本庄市	金屋第六一	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
本庄市	金屋第六一	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
本庄市	金屋第六一三	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
春日部市	春日部一②一工区	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
春日部市	春日部一③一工区	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
狭山市	狭山第四十一	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
狭山市	狭山第四十二	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで

神川町	阿久原三一	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
小鹿野町	長留十五	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
小鹿野町	長留十四	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
小鹿野町	長留十三	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
ときがわ町	玉川四	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
ときがわ町	玉川三	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
小川町	腰越二	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
小川町	腰越一	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
小川町	増尾西	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
小川町	増尾東	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
日高市	日高第三十六	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
日高市	日高第三十五	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
越谷市	越谷第七―五計画区	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
深谷市	深谷第二十八	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
深谷市	深谷第二十七	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで

神川町	阿久原三一	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
神川町	神川二	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
北川辺町	栄Ⅵ	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで
北川辺町	麦倉Ⅰ	平成十九年五月八日から 平成二十年三月三十一日まで

埼玉県告示第七百六十一号

公共測量(道路基準点(四級基準点)の設置)が、平成十九年三月三十一日に終了した旨、測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所長小口安雄から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月八日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。
平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課

別記
 口 電話〇四八―八三〇―五三三七
 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

一	番号		
幸手	都市計画区域名		
幸手市 杉戸町 栗橋町 鷺宮町 宮代町 大利根町	市町村名		
	都市計画の種類及び名称	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「用途地域」	
	期日及び時間	平成十九年五月三十一日午後二時から	
	会場	大利根町役場いなほ会議室	
	提出期間	平成十九年五月八日から平成十九年五月二十二日まで	
	提出先	大利根町都市整備課、幸手市建設経済部都市整備課、宮代町産業建設課、栗橋町都市整備課、鷺宮町都市整備課、杉戸町都市施設整備課、埼玉県都市整備部都市計画課	
	都市計画の構想	閲覧期間	閲覧場所
		平成十九年五月八日から平成十九年五月二十二日まで	大利根町都市整備課、幸手市建設経済部都市整備課、宮代町産業建設課、栗橋町都市整備課、鷺宮町都市整備課、杉戸町都市施設整備課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、埼玉県杉戸県土整備事務所

別記二

公 述 申 出 書

年 月 日付は埼玉県報に登載された 都市計画 の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申します。

年 月 日

埼玉県知事 様

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

(2) かい書で、横書きにしてください。

埼玉県告示第七百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。
平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
小川都市計画区域の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、小川町建設課
- 四 縦覧期間
平成十九年五月八日から平成十九年五月二十二日まで

埼玉県告示第七百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。
平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
飯能都市計画区域区分
- 二 都市計画を変更する土地の区域
イ 市街化区域に変更する土地の区域
飯能市大字双柳字中宿及び字山ノ内の各一部
ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域
変更なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、飯能市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年五月八日から平成十九年五月二十二日まで

埼玉県告示第七百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
飯能都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域
飯能市大字双柳字山ノ内の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県飯能県土整備事務所、飯能市建設部
都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年五月八日から平成十九年五月二十二日まで

埼玉県告示第七百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
新座都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

新座市あたご三丁目及び菅沢二丁目の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

変更なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市都市計画部

まちづくり計画課

四 縦覧期間

平成十九年五月八日から平成十九年五月二十二日まで

埼玉県告示第七百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
新座都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

新座市あたご三丁目及び菅沢二丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市都市計画部まちづくり計画課

四 縦覧期間

平成十九年五月八日から平成十九年五月二十二日まで

埼玉県告示第七百六十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

告示する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年三月九日から

平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

桶川市大字下日出谷字東、字高井、及び字西の各一部、泉一丁目の一部、鴨川一丁目の一部

四 事務所の所在地

桶川市大字下日出谷九〇五番地一九

五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

六 変更の内容

施行地区を「桶川市大字下日出谷字東、字高井、及び字西の各一部、大字上日出谷字原新田の一部、泉一丁目の一部、泉二丁目の一部、鴨川一丁目の一部」から「桶川市大字下日出谷字東、字高井及び字西の各一部、泉一丁目の一部、鴨川一丁目の一部」に変更する。

七 変更認可の年月日

平成十九年五月八日

埼玉県告示第七百六十九号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種類 及び名称	期日及び時間	場所
一	志木	志木市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月十五日午後二時から	志木市民総合センタ

埼玉県告示第七百七十号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種類 及び名称	期日及び時間	場所
一	和光	和光市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月十四日午後二時から	和光市役所五〇二会議室

埼玉県告示第七百七十一号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する

次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種類 及び名称	期日及び時間	場所
一	狭山	狭山市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月二十五日午後二時から	狭山市第二環境センター

埼玉県告示第七百七十二号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種類 及び名称	期日及び時間	場所
一	東松山	東松山市 滑川町 嵐山町 吉見町	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月二十一日午後二時から	東松山市総合会館四階多目的ホール

埼玉県告示第七百七十三号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を

中止する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	北本	北本市	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年五月 二十五日午後二 時から	北本市文化センター 第二会議室

埼玉県告示第七百七十四号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	行田	行田市	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年五月 十六日午後二時 から	行田市中央公民館 (みらい内) 第二学 習室

埼玉県告示第七百七十五号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	幸手	幸手市 大利根町 宮代町 栗橋町 鷺宮町 杉戸町	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年五月 二十三日午後二 時から	幸手市役所第二庁舎 第一会議室

埼玉県告示第七百七十六号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	加須	加須市 騎西町	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年五月 二十三日午後二 時から	加須市役所五階五〇 四会議室

埼玉県告示第七百七十七号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	深谷	深谷市	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年五月 十六日午後二時 から	深谷生涯学習センタ ー深谷公民館

埼玉県告示第七十七号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	本庄	本庄市	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年五月 十六日午後二時 から	本庄市中央公民館

埼玉県告示第七十九号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	小川	小川町	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年五月 二十一日午後二 時から	小川町役場三階大会 議室

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十六号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

許可番号

平成十九年四月二十日

第一八〇二〇八〇号
二 検査済証番号

平成十九年五月一日

第一九〇〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字糠ヶ谷戸一

〇六〇一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市幸町七番三号 レジエンサ

ンフラワー一〇二

尾形 央促

雑報

病院の整備計画の公募に関する要綱第三条の規定による公募の受付を次のとおり行う。

平成十九年五月八日

埼玉県知事 上田清司

一 公募の受付期間等

病床の種類	受付期間	受付を行う区域	受付場所
一般病床	平成十九年九月三日から 平成十九年九月二十八日まで	東部保健医療圏 西部第二保健医療圏 比企保健医療圏 秩父保健医療圏 児玉保健医療圏 大里保健医療圏 利根保健医療圏	医療整備課

二 申出を行うことができる者

受付を行う区域において、周産期医療、がん・心疾患・脳血管疾患等に対応する高度専門特殊医療、救命救急医療、若しくは災害医療の整備計画、医療法に定める地域医療支援病院を指し、地域医療連携の核となる医療の整備計画又は地域医療に必須の二次救急、分娩、緩和ケアに対応する医療の整備計画を持ち、そのための病院の開設又は病床数の増加を必要とする者

三 要綱の閲覧及び配布並びに応募申出書様式の配布

平成十九年五月八日から保健医療部医療整備課において、病院の整備計画の公募に関する要綱の閲覧及び配布並びに応募申出書様式の配布を行う。

四 公募結果の通知の時期

平成二十年一月(予定)

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 埼玉県審判センタービル 11F http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)